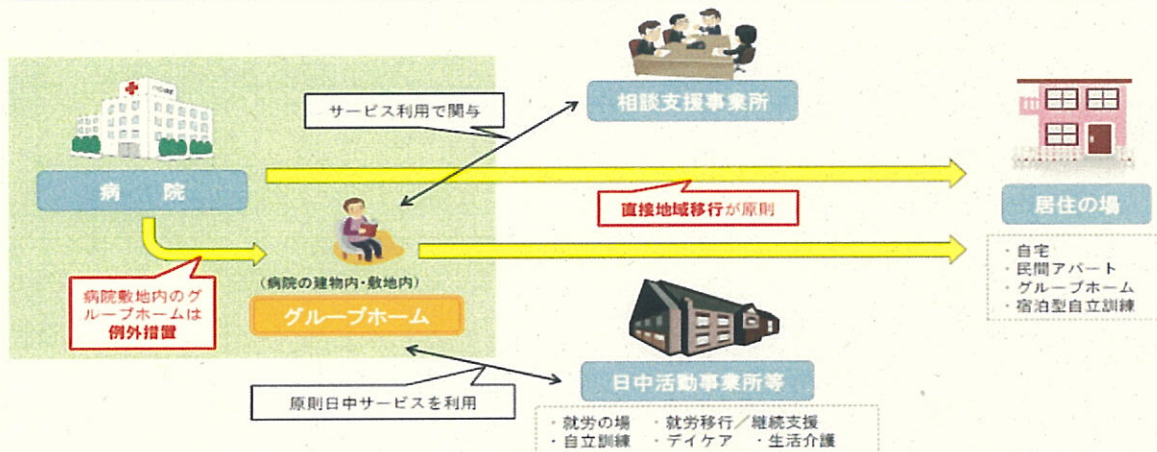


病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例について

《参考》病院敷地内におけるグループホームのイメージ

- 病院に長期間入院している障害者のうち、入院医療の必要性が乏しい者については、退院後、自宅や民間アパート、グループホームなど直接地域での生活に移行することが原則である。
- しかし、退院後の生活に不安を持つなどやむを得ずすぐに地域生活に移行できない者も存在する。このため、こうした者が病院の近くで一定期間外部の日中活動サービス等を利用しながら日常生活を送り、退院後の生活に慣れることによって地域生活へ円滑に移行できるよう、通適的な居住の場として、一定の要件の下で病院の敷地内にグループホームを設置し地域生活への移行を支援する。(あくまでも地域移行を支援するための方策の選択肢の1つ)



「障害福祉関係主管課長会議資料」(平成26年11月4日厚生労働省社会・援護局保健福祉部) 95頁

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(案)

○病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例について

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会の取りまとめを踏まえ、サービス指定基準附則第7条に規定する既存の地域移行型ホームに関する基準を参考に、平成36年度末までの間、次に掲げる条件を満たす場合に、精神病床の削減を行った場合の病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる特例を設ける。

- ・ 指定共同生活援助等の量が都道府県障害福祉計画に定める量に満たないこと
- ・ 病院の精神病床の減少を伴うものであること
- ・ 事業所の定員は30人以下であること
- ・ 構造的に独立性が確保されていること
- ・ 利用期間を原則として2年以内とすること
- ・ サービス利用中も地域生活への移行に向けた支援をすること
- ・ 第三者による定期的な評価を受けること 等

○指定基準省令の改正

平成27年1月16日改正 平成27年4月1日施行

現在、本市指定基準条例(熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)の改正について準備中